**第23回商工会特産品コンテスト募集要領**

沖縄県商工会連合会

１．趣　　旨

商工会が支援・連携している事業者等によって開発された商品で、品質・デザイン・アイディアが特に優れているものを表彰することにより、事業者の製造・販売意欲の高揚を図り、商工会地域特産品の販売促進活動に寄与することを目的とする。

２．対象商品

・商工会地域の生産加工品等であること。

・商品表示等について、関係法令(食品表示法、食品衛生法、JAS法、薬事法、計量法、健康増進法、景品表示法、意匠法、商標法など)を遵守していること。

1. 食品の部：農産加工品・畜産加工品・水産加工品・漬物・飲料・菓子

**※JAS法の加工食品の定義に該当するもの**

（２）非食品の部：木工芸品・陶磁器・家具・日用品・繊維製品・民芸品・装飾品

３．応募件数

1事業者1商品のみとする。

**※過去の同コンテストにおいて、「県知事賞(最優秀賞)」を受賞した商品は除く。**

４．表彰の種類

「最優秀賞」及び「優秀賞」、「奨励賞」の3種類とし、入賞者に表彰状を授与する。

（１）**「県知事賞」**(最優秀賞)：食品部門　1点　非食品部門　1点

（２）**「県連会長賞」**(優秀賞)**：**食品部門　1点　非食品部門　1点

（３）奨励賞**：**食品部門及び非食品部門より4点

（４）審査委員特別賞：上記（１）から（３）の入賞以外で特に表彰する必要がある商品について授与する。※受賞枠は設けない

５．応募方法

**特産品コンテスト申請書(様式1及び別紙)**に所要事項を記入し、添付書類等を添えて、**令和２年7月28日(火)**までに、電子媒体で**うるま市商工会**へ提出するものとする。

６．審査の概要

（１）審査委員

　　　第一次審査は学識経験者、専門家、行政、県連で構成する委員（5名程度）で実施。

第二次審査は学識経験者、流通関係者、専門家、行政、県連で構成する委員（9名程度）で実施。

裏面へ

（２）審査委員会

　　審査は２段階審査とする。

第一次審査：書類審査及び商品の試飲食審査、並びに商品表示等の関係法令に基づいた審査を実施し、第一次審査通過商品を選考する。

第二次審査：事業者のプレゼン及び商品の試飲食、製品機能等の検分等を実施し、受賞商品を選考する。

　　　※審査委員は、上記1の趣旨及び沖縄県商工会特産品コンテスト審査基準に則り、公正厳格な審査を行い、受賞品を選考する。

（３）審査日程等

**第一次審査（書類審査・サンプル審査）（調整中）令和2年8月5日（水） AM09:30～PM12:30　産業支援センター**

※事前に審査用のサンプル商品（食品は試飲食用含む）を提出していただきます。

※商品表示等を審査した結果、不備等があれば応募者へ通知し、商工会を通じて改善指導を行う。

**第一次審査（食品表示審査）令和2年8月中旬**

**第二次審査　（調整中）令和2年8月28日（金）PM1:00～PM6:30**

**産業支援センター**

※第一次審査にて選考された商品について、試飲食及び製品機能等の検分を第二次審査で行う。また、第二次審査では、第一次審査通過事業者による商品プレゼンテーションを行うものとする。

※第二次審査当日は、事業者の出席と商品の持参（食品は試飲食用含む）をお願いします。

**【※審査の詳細日程等については、後日商工会を通じ、通知致します。】**

７．審査発表及び表彰式

審査結果は、プレスリリースとして県内新聞社を通じて発表する。(令和2年10月中旬を予定)。表彰式については、検討中。